

## 岳陽同窓会総会 第39回生実行委員会会則（案）

### 第1条（目的）

当番期における岳陽同窓会総会の運営が、円滑かつ効果的に行えるよう第39回生実行委員会を設置する。

### 第2条（実行委員長及び委員会の設置）

実行委員会は、次の役員及び小委員会をもって構成し、各委員会には委員長を置く。

なお、各委員長の協議により、必要に応じてこれ以外の専門委員会等を設置することができる。

- (1) 実行委員長
- (2) 副実行委員長
- (3) 総務委員会
- (4) 総会運営委員会
- (5) 情報・宣伝委員会
- (6) 記念誌編集委員会
- (7) 財務委員会
- (8) 会計監査

### 第3条（各委員の任期）

各委員の任期は、総会終了後、次期当番期（第40回生）への引継ぎが終了するまでとする。

### 第4条（会の運営）

実行委員会の運営には、次の収入をあてる。

- (1) 同窓生からの会費
- (2) 総会会員券収入
- (3) 岳陽同窓会本部助成金
- (4) 広告収入（記念誌・立て看板）
- (5) その他の収入

### 第5条（会費の支出基準）

第4条により得た収入（以下「運営費」という。）は、岳陽同窓会総会に関連する事業以外に支出することはできない。

なお、役員等の報酬及び活動費及び副当番期への助成は、次のとおりとす

る。

(1) 役員等の報酬

第2条に掲げる役員及び委員は、運営費からいかなる報酬も受け取ってはならない。

(2) 活動費

役員等（実行委員長から依頼を受けた同窓生を含む。）が、任務として岳陽同窓会に関する活動を行う場合、これにかかる旅費及び参加費については、運営費から実費を支出する。

(3) 副当番期への助成

副当番期（第55回生）の活動を助成し、また、親睦を図るため、運営費から一定の助成を行う。

助成額については、その都度、役員協議により決定する。

**第6条（会計報告）**

総会終了後、運営費の収支について会計監査を受け、同窓生に報告しなければならない。

**第7条（財産の処分）**

財産の処分については、その時期及び方法について第39回生の過半数の承認を得なければならない。

**付則**

**第1条**

この会則は、平成30年〇月〇日から施行する。